

平成29年 7月3日

保護者様へ

京都市立松尾中学校
校長 佐々木 道浩

地震発生時の非常措置について

向暑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本市においては、京都市（「京都府南部」と報道されます）において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置をとると定められておりますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1. 登校前に発生した場合

(1) 下校後から午前0時までに「震度5弱」以上が発生した場合は「翌日」、

午前0時から登校前までに「震度5弱」以上が発生した場合は「当日」、

臨時休業とします。

休業日（土、日など）、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページ等により授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2. 在校中に発生した場合

下校の安全が確認できるまで、生徒は学校に留め置き、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。

災害時に電話やメールが使えないことも考えられます。これを機に鍵の受け渡し方法や待ち合わせ場所などを家族で相談しておいてください。

上記のような措置をとる場合は、学校のホームページでもお知らせします。

